主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人野村侃靱の上告趣意第一点は、憲法違反をいうが、原判決は、所論の点を 量刑の単なる一情状として判示しているにすぎず、これをもつて被告人を不当に差 別しているものではないことが明らかであるから、所論は前提を欠き、適法な憲法 違反の主張にあたらない。同第二点は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条 の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきもの とは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和四六年三月一〇日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	関	根	小	郷
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	飯	村	義	美